



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

令和元年度

福島県奨学資金《震災特例採用》

# 推薦事務の手引き (追加募集)

この手引きは、高等学校及び専修学校（高等課程）に在学している者の福島県奨学資金『令和元年度震災特例採用』申込にかかる学校における事務処理方法及び注意事項についてまとめたものです。

福島県教育委員会

令和元年 9月

# 目 次

1	募集について	1
I	対象となる者	1
II	貸与を受ける者の資格	1
III	奨学資金の月額	2
IV	貸与の始期及び期間	2
V	申請書類の提出	2
VI	選考及び奨学生の決定	4
VII	奨学資金の振込	4
参考	奨学資金の返還免除	4
2	推薦について	5
I	推薦基準	5
II	所得基準について	5
3	願書・推薦調書の作成について	9
I	奨学生願書	9
II	推薦調書	9
4	返還免除までの手続き	10
I	返還免除までの手続き	10
II	奨学資金の返還猶予	10
III	奨学資金の返還免除	10
	所得金額の求め方	11
別表 1	給与所得の計算式	12
別表 2	所得基準額表	12
別表 3	特別控除額表	12

## [様式・記入例]

- 福島県奨学生願書
- 福島県奨学生推薦調書
- 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書
- 口座振替による支払申出書
- 誓約書
- 居住証明書(参考様式)
- 特別の事情にかかる経費内訳
- 給与支払(見込)証明書

## 1 募集について

### I 対象となる者

保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難となった高校生又は専修学校（高等課程）生

- (1) 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- (2) 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- (3) 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- (4) 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- (5) 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合（「著しく」：50%程度以上の減少。一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）
- (6) その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合（一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

### II 貸与を受ける者の資格

奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 一 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 二 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。
  - ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者（略）その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
  - イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者（略）その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程（略）に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。
- ウからエ（省略）
- 三 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 四 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

福島県奨学資金貸与条例（抜粋）

- 1 申し込みできる者は、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒に限ります。

※ 以下の者は原則として申し込みできませんので、注意願います。

- ・主たる生計支持者（保護者）が県内に6ヶ月以上住所を有していない者
- ・推薦基準外の者（→推薦基準P.5）
- ・他の貸与型奨学金を受けている者

※ 現在、福島県奨学資金を貸与されている者について

申し込みできますが、採用決定された場合、震災特例奨学資金の貸与を受ける期間は、先に貸与決定されている県奨学資金は休止となり、併せて貸与を受けることはできませんのでご注意ください。

2 専修学校の高等課程で県教育委員会で定めるものとは、次の条件をすべて満たす高等課程の学科のことです。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉若しくは商業実務の分野に属する全学科又は服飾、家政、文化、教養の分野のうち、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であること。）
- (2) 修業年限が2年以上の学科
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

### Ⅲ 奨学資金の月額

区 分	国・公立	私 立
自宅通学のとき	18,000円	30,000円
自宅外通学のとき	23,000円	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

### Ⅳ 貸与の始期及び期間

- 1 貸与の始期は、家計急変の事由が生じた月以降で申込者が希望する月とします。  
※ 申込者が希望する月は、申請年度の範囲内（平成31年4月以降）とします。
- 2 貸与の期間は、上記貸与開始期から採用年度末（令和2年3月）までとします。  
※令和2年度以降の本奨学金の実施については、未定となっております。

### Ⅴ 申請書類の提出

推薦に際しては、申請者から次に掲げる書類を提出させ、学校側で作成する「福島県奨学生推薦調書（第2号様式）」を添付の上、県教育委員会に令和元年11月15日（金）【**必着**】までに提出してください。

なお、提出にあたっては、記入例や注意事項等をよく読んだ上で、所要事項を正確に記入させるとともに、記入事項、押印（本人・連帯保証人がそれぞれ異なる印を押すこと）の有無を確かめてください。

〔申請者が提出する書類〕

#### (1) 福島県奨学生願書（第1号様式）

ア 記載にあたっては「記載例」及び願書裏面の「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

イ 本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

ウ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下余白に、現在居住している住所を記入してください。

例) 申請者 : 〒 ○○市○○町1番地の1 □□高等学校△△寮  
連帯保証人 : 〒 ××市××町2番地5 仮設住宅101号)

エ 家族の状況欄は、申込時の状態で次のとおり記入してください。

- ① 同居・別居を問わず、生計を一にする家族を記入してください。
- ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員として記入してください。
  - ・ 主たる家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
  - ・ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
  - ・ 主として扶養している別居の祖父母。
  - ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- ③ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記入不要です。
- ④ 失業中の場合は、失業前の職業による収入は算入せず、失業給付金受給中又は受給予定

の場合は、受給（見込）額を収入とみなし、所得金額に算入してください。

オ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等（父、母または未成年後見人）となります。

カ 保証人の欄は記入する必要はありません。

キ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください（修正ペン、修正テープは使用不可）。

(2) 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

記載にあたっては「記載例」をよく読み、あてはまる被災状況にすべてにチェックをつけてください。

(3) 被災状況を証する書類(被災状況に応じて、次の書類を1項目分だけ添付してください。)

被災状況	必要書類（※いずれも写しで可）
ア 自宅被害（全壊・半壊等） ※ 一部損壊は対象外	罹災証明書（被災証明書は不可）
イ 警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合	被災証明書又は罹災証明書
ウ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて避難した場合	・被災証明書又は罹災証明書 ・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住していて避難した場合は、その旨が確認できる書類
エ 主たる生計支持者の死亡等	事実を確認できる書類を添付 (戸籍謄本、死亡診断書（検案書）、医師の診断書、障害者手帳等の写し)
オ 主たる生計支持者の収入の著しい減少 (失業又は50%程度以上の収入の減少し、その後も状況が改善していない)	・被災証明書又は罹災証明書 ・平成22年分～平成30年分の所得証明書(9年分) ・失業の場合 解雇通知、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等、失業が確認できる書類をいずれか一つ ・収入減の場合 震災前後の給与明細等、収入減が確認できる書類

(4) 住民票謄本（本籍が記載されている世帯票）

※ 同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。

※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバーが記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度マスキング（黒塗り）した上で提出してください。

※ 申請者本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。任意様式で構いませんが、無い場合は巻末の様式をコピーし、居住先の管理者から証明を受けてください。

※ 提出された住民票で罹災・被災証明書の住所が確認できない場合は、生徒本人の戸籍附票を添付ください。

(5) 所得証明書

市区町村発行の平成30年分の所得証明書

※ 源泉徴収票は不可。

※ マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバーが記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度マスキング（黒塗り）した上で提出してください。

※ 家計支持者を特定するため、同一生計内で就学者以外の全員分を添付してください。無職や年金受給者の場合であっても必要です。

※ 市区町村によって発行時期が異なりますので、提出期限に間に合わない場合は、願書等を先に提出し、後日別送して下さい。

- ※ 平成30年の中途又は、平成31年及び令和元年中に新たに就職、転職等により収入に変動がある場合は、勤務先が発行した入社月から12か月分の「給与等支払（見込）証明書」を提出してください。（ひな形は巻末にあります。）
- ※ 平成30年度に学生であった者については、福島県奨学生願書の収入金額欄に「平成31年3月〇〇学校卒業」と記入してください。
- ※ 別居で別生計かつ住民票を移していない（住民票謄本に記載されている）兄弟（姉妹）については、所得証明書の提出は不要ですが、別生計を証明する書類として「居住証明書」（巻末にひな形あり）の提出が必要です。その場合、世帯の人数には入れません。

(6) 口座振替による支払申出書(ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付)

- ※ 氏名、住所等は、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。
- ※ 奨学生本人名義の口座を記入してください  
(保護者名義の口座、本人名義でも貯蓄口座は、使用不可です)。
- ※ 金融機関の確認印を忘れずに受けてください。  
(金融機関の確認を受けることが出来ない場合と、口座番号の訂正があった場合は、必ず通帳のコピーを添付してください。)

(7) 誓約書

- ※ 奨学資金申請者が記入・押印してください。
- ※ 本籍及び現住所は「1. 福島県奨学生願書」と同様、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

## VI 選考及び奨学生の決定

- 1 選考にあたっては、提出された願書及びその他の書類を審査して、採否を決定します。
- 2 奨学生の決定は、在学する学校を経由し、本人に通知します。

## VII 奨学資金の振込

採用者の奨学資金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた本人名義の口座に、平成31年4月～令和2年3月分を一括して令和2年1月末に振り込みます。振込日は、採用決定通知時にお知らせします。

### 参考 奨学資金の返還免除 (→P.10)

東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが次の各区分に定める額未満の場合は、願出により返還義務が全額免除されます。

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 高等学校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合（(2)、(3)を除く。） | 340万円未満 |
| (2) 短期大学、専門学校又は専修学校（専門課程）に進学し卒業した場合      | 370万円未満 |
| (3) 大学又は大学院に進学し卒業した場合                    | 400万円未満 |

## 2 推薦について

推薦にあたっては、推薦基準の各項目のほか、次の点に注意してください。

- 本人については、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。  
(本県奨学生に採用後に退学した場合、奨学資金は廃止となり、貸与を受けた奨学資金について、返還免除は適用されませんので御注意ください。)
- 他の貸与型奨学金を受けていないこと。  
(本県奨学生に採用後に発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。)

### I 推薦基準

#### 1 学力について

高等学校又は専修学校の高等課程に在学している者で勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると当該学校長が認める者。

#### 2 所得について

東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する事由で家計が急変したことにより修学が困難で、本人の生計を主として維持する者のうち所得金額の多い者一人（以下「主たる家計支持者」という。）の所得金額が別表2（p.12）の所得基準以下であること。

- ① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- ⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合（「著しく」：50%程度以上の減少。一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）
- ⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合（一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

### II 所得基準について

#### (1) 世帯人員の認定

世帯人員の認定は申込時の状態で次のとおり行ってください。

- ① 同居・別居を問わず、本生計を一にする家族は同一世帯員としてください。
- ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員としてください。
  - ア 主たる家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
  - イ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
  - ウ 主として扶養している別居の祖父母。
  - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- ③ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記入しないでください。
- ④ 「本人が特別の事情にある人」又は「都道府県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、他に同一住居に居住している者があっても、単独世帯とみなすことができます。

(2) 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

① 給与所得（収入）

給与等（年金を含む。）の収入金額（所得証明書の「給与収入金額」又は「給与支給金額」）から別表1（p.12）の計算式に基づき算出した金額を所得金額とします。

② 給与所得以外の所得（収入）

所得税法に規定する所得証明書の給与所得以外の所得（営業等所得、農業所得、不動産所得、雑所得等）を所得金額とします。

(3) 所得金額算定上の注意

所得金額は、主たる家計支持者の所得金額を算定してください。

① 所得金額は、平成30年分の所得証明書の収入金額を基礎として算定します。算定にあたり、主たる家計支持者を確認するため、就学者以外の全員の所得証明書を提出するよう指導してください。（無職や年金収入であっても必要になります。）

なお、平成30年度に学生であった者については、「平成31年3月〇〇学校卒業」と記載してください。

※ 年金受給者が家計支持者となる場合は、（所得の内訳を確認するため）確定申告書の写しを添付していただくことがあります。

② 平成30年の中途又は、平成31年及び令和元年中に新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む。）等により収入源に変動があった者については、次により申込時現在の状態で算定します。

ア 給与所得者の場合、勤務先が発行した1年分の給与支払見込等の証明書（任意様式）を提出してもらい、申込年の収入金額を推算してください。

イ 給与所得者以外の場合、願書に申込時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入させ、申込年の収入金額を推算してください。

③ 申込時現在失業している場合は、平成30年中に収入があっても、0（ゼロ）と記入してください。ただし、失業給付金受給中（受給予定を含む。）の場合は、受給額（見込額を含む。）を収入とみなし、所得金額に算入し、「雇用保険受給資格者」の全面A4コピーしたものを添付してください。

④ 所得金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨ててください。

(4) 特別控除額算定上の注意

特別控除額は、それぞれ該当する特別の事情を次により認定の上適用してください。

なお、特別控除の適用については、申込時の状態で行うものとします。

① 「母（父）子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用してください。

ア 母又は父と18歳未満の子女の世帯。

イ 母又は父と18歳未満の子及び年間所得金額が50万円以下の祖父母・おじお婆の世帯。

（注）18歳以上の就学者（本人を含む）及び長期療養を要したり心身に障がいのある場合等で経済力のない人は18才未満の子として扱ってください。

※ 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は母子・父子世帯として差し支えありません。

② 「就学者」（本人を含む。）の控除は、次のとおりとします。



- ア 小学校・中学校以外については、設置者（国公・私立）別、通学形態（自宅・自宅外）別に控除するものとします。（自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書で確認できる場合に限り、確認できないときは自宅通学の控除になります。）
- イ 大学通信教育部及び大学院の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができます。
- ウ 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象としますが、科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできません。
- エ 高等学校・大学・高等専門学校の特攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校生に相当するものとして、控除の対象とすることができます。
- オ 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象としますが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校等）に在学している者については、控除の対象としません。
- ③ 「障がいのある人」の控除の対象は次のとおりとします。
- ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人、又は以下に掲げる人。
- a 戦傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている人。
- b 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である人。
- c 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない人でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかな人。
- イ 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人。
- ウ 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人若しくは知的な障がいのある人と判定される人。（精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人については、医師等の証明、知的な障がいのある人については、児童相談所、知的な障がいのある人のための更正相談所、精神衛生鑑定医の判定により知的な障がいがある人であることが明らかな人。）
- エ 常に就床を要し、複雑な介護を必要とする人。（介護されなければ自分で排せつができない程度以上の人で6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな人。）
- ④ 「長期に療養を要する人」の控除は、次のとおりとします。
- 申込時において6か月以上にわたる期間療養中の人（過去における長期療養は対象外）、又は療養を必要と認められる人として、控除額は申込時までの支出額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出します。
- 控除の対象とする費目は次のとおりとします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び障がい賠償等により補てんされる金額は除きます。
- ア 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代。
- イ 病院、診療所への入院費用。
- ウ マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費。
- エ 看護人に対して支払う費用。
- オ 治療又は療養のための医薬品代。
- カ 病院、診療所へ通院するための交通費（必要不可欠なものに限る。）
- キ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金。
- ⑤ 「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除は、次のとおりとします。
- 現在別居中であるために特別に支出している住居費、光熱水道費の実費に限られます。
- ※ 別居している主たる家計支持者の収入金額は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく、主たる家計支持者の収入のすべてをその世帯の収入金額として計上し、別居のため、特別に支出している金額のみを改めてここで控除します。
- ※ 別居している家族への扶養送金は、控除の対象となりません。
- ⑥ 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、次のとおりとします。

申し込みの前年から申請時までには被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上。以下同じ。）にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限ります。ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの所得金額が所得基準額を著しく超えている場合は、推薦の対象としないことを原則とします。

控除額は原則として次のとおりとしますが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除額から除きます。

ア 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とします。

イ 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とします。

（注）単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意してください。なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除して差し支えありません。

⑦ 「家計支持者が父母以外の世帯」の控除は、次のとおりとします。

世帯の構成が次に該当する場合に適用されます。

ア 18歳未満だけの子女の世帯。

イ 祖父母と18歳未満の子女の世帯。

ウ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯。

エ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

※ 18歳以上の就学者（本人を含む）及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は18歳未満の子女として扱います。

※ 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含みます。

(5) 特別控除にかかる証明書

特別控除の特別の事情に該当する場合において、証明書が必要になっているものについては、必ず「特別の事情にかかる経費内訳」（指定様式）に証明書等（領収書等のA4コピー）を添付の上、提出させてください。なお、証明書等の添付書類がない場合は、控除の対象となりません。

### 3 願書・推薦調書の作成について

#### I 奨学生願書

- 1 願書については、記載例どおり正しく記入されているかどうかを確認してください。
- 2 記入漏れ、判読困難などの不備のある願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。
- 3 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用を取り消す場合があるので、ありのままを記入するよう指導してください。
- 4 申請者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申請者に訂正させた上、訂正印を押させてください（修正液、テープは不可）。

#### II 推薦調書

- 1 推薦調書は、在学する学校側において作成することになるので、誤りや記入漏れのないように正確に記入してください。
- 2 出身学校の成績、在学学校の成績の欄は記入不要です。
- 3 「推薦所見」の欄には、申請者の学力、人物、家庭状況の観点から記入してください。
- 4 「参考事項」の欄には、特記すべき事項があれば、記入してください。

## 4 返還免除までの手続き

### I 返還免除までの手続き

主な手続きは次のとおりです。詳しくは、貸与決定時に「奨学生のしおり」をお渡しします。

#### 【在学中の生徒】

- 1 状況が改善せず、翌年度も貸与継続を希望する場合は、在学する学校を通じて「福島県奨学資金震災特例採用継続願」及び必要書類を県教育委員会に提出（※令和2年度以降の本奨学金の実施については未定のため、改めてお知らせします。）
- 2 継続を希望せず、貸与が終了となった場合は、在学する学校を通じて「借用証書」、「返還明細書」、「返還猶予願」及び在学証明書を県教育委員会に提出

#### 【卒業する生徒】

- 3 卒業前に、在学する学校を通じて「借用証書」及び「返還明細書」を県教育委員会に提出
- 4 上級学校等に進学した場合は、「返還猶予願」及び在学証明書を県教育委員会に提出
- 5 卒業後（上級学校等に進学した場合はその卒業後）に、本人の1年間の収入見込額がわかる書類（例：勤務先の証明を受けた給与等見込証明書）を添えて「返還免除願」を県教育委員会に提出

### II 奨学資金の返還猶予

- 1 在学中、奨学資金を必要としなくなったときは奨学資金を辞退することができます。この者が引き続き在学する場合は願出により卒業時まで返還が猶予されます。
- 2 上級学校に進学したときは願出により卒業時まで返還が猶予されます。
- 3 災害、疾病その他正当な事由のために返還が困難になった場合は、願出により返還が猶予されることがあります。

※ いずれの場合も、猶予の申請は納期限を過ぎると受付できませんので、すみやかに申請してください。

### III 奨学資金の返還免除

東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが次の各区分に定める額未満の場合は、願出により返還義務が全額免除されます。

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 高等学校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合（(2)、(3)を除く。） | 340万円未満 |
| (2) 短期大学、専門学校又は専修学校（専門課程）に進学し卒業した場合      | 370万円未満 |
| (3) 大学又は大学院に進学し卒業した場合                    | 400万円未満 |

# 所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が別表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

## 給与所得者 5人家族（父・母・兄・本人・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

### 別表1 給与所得の計算式から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

所得証明書の「給与収入金額」  
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

### 別表3 特別控除額表から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

### 別表2 所得基準額表により 5人世帯 3,070 千円以下ということで申請可能となります。

## 給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	私立高等学校	自宅通学		410千円

### 別表1 は当てはめない。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

父子家庭控除額

### 別表3 特別控除額表から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 410) = 1,280千円$$

### 別表2 所得基準額表により 3人世帯 2,640 千円以下ということで申請可能となります。

別表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

別表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,430,000円	5人	3,070,000円
2人	2,290,000円	6人	3,250,000円
3人	2,640,000円	7人	3,410,000円
4人	2,860,000円		

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

別表3 特別控除額表

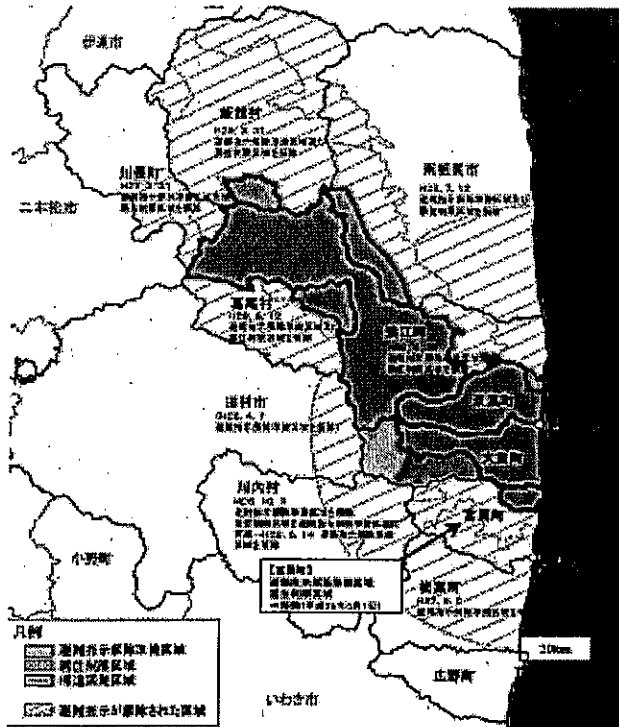
特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき)  注1: 自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書等で確認できる場合に限ります。  確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区 分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円			
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
3	身体障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。				

備考 ①「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

② 現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。

③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

震災特別奨学資金対象区域



■ 帰還困難区域

放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。

■ 居住制限区域

将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。

■ 避難指示解除準備区域

復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

(福島県ホームページより抜粋)

避難区域12市町村が対象となります。(令和元年度現在、避難区域が解除されている地域でも、H23年度当時避難区域に指定されていて自治体から避難指示があれば対象)

【全域対象】

- ◇広野(ひろの)町 ◇楡葉(ならは)町 ◇富岡(とみおか)町 ◇川内(かわうち)村
- ◇大熊(おおくま)町 ◇双葉(ふたば)町 ◇浪江(なみえ)町 ◇葛尾(かつらお)村
- ◇飯館(いいたて)村

【一部の地域】

- ◇田村(たむら)市 (船引町横道)(常葉町堀田)(常葉町山根)(都路地区)等◇南相馬(みなみそうま)市(南相馬市は避難区域以外でも罹災証明が発行可能なので注意。ただし小高区は全域対象)◇川俣(かわまた)町の山木屋地区のみ計画的避難区域◇伊達市霊山町の一部◇月舘町の一部

上記対象区域以外に居住していた方でも、自治体から特定避難勧奨地点(ホットスポット)として避難勧告が出ていれば対象です。(自主避難は対象外です)

※対象地域外の会津、中通り、浜通りに居住していて、自宅が全壊・半壊している場合も自治体から罹災証明書が発行される方は対象となります。

## 福島県教育庁高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024(521)7775

FAX 024(521)7973

[ホームページ](#)

[福島県奨学資金](#)

[検索](#)